徳島県規則第四十八号

徳島県優良住宅認定事務 E 関する規則を次 \mathcal{O} ように 定め

平成十八年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県優良住宅認定事務に関する規則

(趣旨)

号の規定に の三第四項第十 $\overline{}$ 第二十二 \mathcal{O} 基づく認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする 規 則 六号ニ、 条 は \mathcal{O} 四第三項第六号、 租税 特 第六十三条第三項第六号及び第六十八条の 別 措 置 (昭 第三十一条の二第二項第十六号ニ、 和三十二年法律第二十六号。 六十九第三項第六 以下 第六十二条 法

(認定申請の手続)

第二条 は、 六号 においては、 ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニの規定に基づく認定に係る当該 者」と の三第四項第十六号ニ、 住宅の の規定に基づく認定 を知 いう。 法第二十 新築の工事に着手した後で、 事に提出) は、 工事が完了する前 八条 住宅 \mathcal{O} なければな 四第三項第六号、 の新築 以下 第六十三条第三項第六号又は第六十 12 \mathcal{O} 「認定」 らない。 お 工事が完了した後に、 11 ても行うことができる。 という。 認定が 第三十 ただし、 可能な程度に工事が 一条 法第三十一条の二第二項第十六号 を受けようとする者 の二第二項第十六号 優良住宅認定申請書 条の六十九第三項第 進行 Ĭ, 申 (以下 請 7 書の 第六 (様式 1 る場合 + = 提 申請 出 第

- 前項の 申請書には 次に掲げる書類を添付 しなけれ ばならな 11
- 新築された住宅 の敷地 の用に供された一 寸 |の宅地 以下 $\overline{}$ 寸 \mathcal{O} 宅地」 لح しい う。
-)の面積計算書
- 二 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書
- 上必要な事 一団の宅地の付近見 項、 各敷 地の 取図 区分及び各家屋 (方位、 道路、 の位置を記載 目標となる地物、 した もの) _ 団 の 宅 地 \mathcal{O} 面 積 \mathcal{O}
- に規定する確認済証の ない場合に 建築基準法 限る。 (昭和二十五 写し 年法律第二百一号)第六条第四項又は第六条 (同法第六条第一項の規定による確認を受け な \mathcal{O} け 第 n ば 項 な
- 五. する前に行う場合を除く。 建築基準法第七条第五項 7 同 一項の 規定に (前項 よる確認を受けなけ ただし書の規定により認定の申請を住宅の 又は 第七 条 の二第五 れ ば なら 項に ない場合に限る。 規定する検査 新築の工事が完了 済証 次条第二項に \mathcal{O} 写 L 同

- 六 事施行 者及 申請 び 者 工事 \mathcal{O} 0 監理者の 建設業法 宅地建物 取 建築士法 (昭和二十四年法律第 引業法 (昭 (昭和二十五 和二十七 百号) 年法 年法律第二百二号)に 律第百七十六号) による資格に関する申告 よる資格並 による資 書 75 に 計 工
- 七 分以外 宅 の居住 延床 床面 面 積計 0 \mathcal{O} 部分との別、 算書 用に供する部分を算定するために必要な事項を 各階ごと (各戸及び各階ごとの の床面積、 専有部分と共用 共用 部分と 居住 部分が家屋 \mathcal{O} の別 用 12 及 供 \mathcal{O} 延床 び住 する部分と居住 面 宅部分と非住宅 記載 積に占め したも る \mathcal{O} 用 比率 \mathcal{O} 部 に その 分と 供 す 他 る \mathcal{O} 別 住
- に床面 各階平面図 積計算上必要な事項を記 (方位、 間取 り、 各室 載した図面 \mathcal{O} 用途 で、 壁の位置及 縮尺百分 \mathcal{O} び 一以上 種 類、 台所等 \mathcal{O} t \mathcal{O} \mathcal{O} 設 備 並 71
- 九 台所、 水洗便所 洗 近面設備、 浴室及 び収納 設備に関する 説 明書及 び 図面
- 十 地 配置図 面積計算上必要な事 (方位、 敷地 \mathcal{O} 項を記載 境界線、 した図面で、 敷地内における家屋及び 縮尺六百分 \mathcal{O} 附属家屋 __ 以上の \mathcal{O} 位置 \mathcal{O} 並 てバ
- + 敷地 面積計算書
- 十 二 請負 契約書そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 書類 又 は そ \mathcal{O} 写 で、 住 宅 \mathcal{O} 建 築費 \mathcal{O} 証 明 と な る
- 十三 \mathcal{O} に \mathcal{O} 関す 定め 費用 臣 工事ごとに の定め 建築費計算書 る基準 る説 \mathcal{O} 明並 区別 る基 租税特 に従 لح 準 びに三・三平方 いう。 昭 (総建築費及 0 て 別措置法施行 和五十四年建設省告示第七 記 載したも 第三第四号に規定する建築費に含まれ びそ メ *の*)、 1令第十 \mathcal{O} 1 細目 ル 当たり 前号 九条第十五 (本体 \mathcal{O} \mathcal{O} 百六十 請 工 建築費に関する事 負契約書そ 事 項等 八号。 特 O殊 規定に 基 \mathcal{O} 以下 礎 る費用 他 工 基 事 項 \mathcal{O} 国 を記 書類 一づく 及 と含ま 土 び 交通 載 国土 各 \mathcal{O} 附 たも 大臣 交通 関 れ 属 係 な
- 十四四 前 各号に 掲げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 知 事 が 必要と認 8 る書 粨

(認定 申請 \mathcal{O} 手続 \mathcal{O} 特例

- 第三条 者が 六号又は第六 第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニの規定に基づ しな 項第十六 前条第一項の 当該工 住宅 け れ ば \mathcal{O} 十八 なら 号 事が 新築 = 条 完 な \mathcal{O} \mathcal{O} 申請書に、 規定 の六十九第三項第六号の 了 工事に着手 V した後に法第二十八条 に基づく認定を受けた旨及びその年 法第三十一条の した後で、 当該 規定に基づく認定を受け 二第二項第十六号ニ又は の四第三項第六号、 工事が 完了 する前に法第三十 月日 第六 並 び に認定番号を記 第六十二条の三 十三条第三項第 く認定を受けた ようとするとき *の*
- 2 れば 前 な 項 申 な · 請書 は 前条第二項 \mathcal{O} 規定に カュ か わ らず、 次 に 掲 げ る書類を添 付 な H
- 建築基準法第七条第五項又は 第七条の二第五 項に規定する検査済 証 \mathcal{O} 写

- に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項に関する書類 法第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニの 規定
- 前二号に掲げるもの のほか、 知事が必要と認める書類

(認定の基準)

第四条 則の規定に違反していると認めるときは、 交通大臣の定める基準に規定する基準に適合しない 知事は、 認定の申請があ 2 た場合にお 認定をしないものとする。 ** \ て、 とき又はその申請の手続がこの規 当該申請に係る住宅の新築が 玉 土

(認定済証の交付)

第五条 知事は、 認定を行った場合は、 認定済証 (様式第二号) を交付するも

(書類の提出部数)

第六条 この規則の規定により知事に提出する書類の 部数は、 正本及び副本各一部とす

る

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 規則の相当規定に この規則の施行 ょ 前 ŋ に なされたものとみなす。 知事に対し てなされた認定に関する申請その \mathcal{O} 行為は、 \mathcal{O}

□則(平成二○年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。